

令和3年10月29日

『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて
審議まとめ（案）」に対する意見

日本教育大学協会

はじめに

・日本教育大学協会としては、『令和の日本型学校教育』を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて 審議まとめ（案）」（以下「審議まとめ案」という。）における「Ⅲ. 教員免許更新制導入後の社会的変化」「Ⅳ. 『令和の日本型学校教育』を担う教師の学び」に示されている社会変化についての見方、これからの教師の学びの在り方について、「審議まとめ案」と基本的認識を共有するものである。その上で、「審議まとめ案」において提言された教員免許更新制への対応、提言された方策及び方向性について本協会として、以下に意見を述べる。

I 免許状更新講習（教員免許更新制）について

・本協会として、免許状更新講習については、制度開始以来10年以上の実績があり、毎年約10万人の教員に相当時間の学習機会を提供してきた実績があること、講習への参加者の評価等を踏まれば一定の成果が確認されること、現職研修と資格制度（教員免許制度）のバランスの上に、教師の資質能力の高度化が図られるべきこと等の観点から、中央教育審議会のヒアリング等において、仕組みや運用を改善しながらも、制度自体は継続すべきことを述べてきた。

「審議まとめ案」においては、教員免許更新制について、社会的変化の観点から、現状を総括し、結論として、新たな教師の学びの実現に向けて「教員免許更新制の発展的解消」の方向性を示している。本協会としては、教師の専門職性の高度化に向けて今後構築される新しい高度化の仕組みの中に、免許状更新講習の成果を適切に継承していくことを期待するものである。

・現職教員の資質能力の向上については、「教員研修としてのアプローチ」と「免許資格に結びつけたアプローチ」の2つのアプローチを、それぞれの特徴を生かしてバランス良く組み合わせ、構造化することが必要であると考える。「審議まとめ案」においては、基本的に前者のアプローチによる方策を提言するものである。教師の資質能力の向上策を免許資格から切り離すのではなく、教師の資質能力の高度化を進める上で、教員免許と結びついた新しいアプローチについても改めて具体的に検討すべきことを重要な課題として指摘しておきたい。教師の資質能力の高度化については、令和の日本型学校教育においても、我が国の教師教育の重要な課題である。全国的に設置された教職大学院との関連を考慮する等、制度的な裏付けのあるインセンティブを組み込んだ高度化への仕組みを構築していただきたい。

II 「審議まとめ案」についての具体的な意見について

1 「新しい姿の高度化を支える3つの仕組み」(25頁)

- ・「審議まとめ案」は、①学習コンテンツの質保証、②ワンストップ的なプラットフォーム、③全国的な観点から評価証明を行うという「3つの仕組み」を一体的に構想することを提言している。①、③に関わって、研修受講履歴管理システムと必要な情報の交換を一体的に検討するとともに、learning Analytics（学習分析）を通じた個別最適な教師の学びを促進するためには、その基礎となる学習コンテンツの質の判断、評価が非常に重要である。コンテンツを分類し、評価していく役割は、(独)教職員支援機構が担うことが想定されているように思われるが、妥当性、信頼性のある評価を行う上で、十分な審査能力を担保する必要がある(例えば、一般財団法人教員養成評価機構などの審査機関を活用していくことが考えられる)。
- ・②ワンストップ的なプラットフォームについては、ワンストップを担う組織として(独)教職員支援機構などが想定されているように思われる。今後、コンテンツの内容や供給主体が多様化し、内容の先導性、専門性、最新性が求められること等を考えれば、(独)教職員支援機構だけでなく、大学(教員養成フラッグシップ大学等)、研究所、企業を含む複数のプラットフォームの活用が現実的であると考えられる。
- ・③全国的な観点から評価を行った結果として、現職教員にとって現実的なインセンティブと結びつかない単なる「証明書」が発行されるだけでは、構築したシステムの普及に限界があることは明らかである。教員免許状や学位など制度的な裏付けをもった資格に結びつく教職大学院の単位取得、またはそれによって得られた資格を昇任の基礎条件とするなど、現職教員に広く受け入れられる具体的なインセンティブを伴った仕組みづくりについて検討いただきたい。

2 (独)教職員支援機構が担うべき役割、権限、連繋関係の明確化(29、30頁)

- ・(独)教職員支援機構は、「校長、教員その他の学校教育関係職員に対し、研修の実施、職務を行うに当たり必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及その他の支援を行うこと」(独立行政法人教職員支援機構法第3条)をその任務としている。「審議まとめ案」は、研修受講履歴管理システム、高度化のための3つの仕組みの一体的構築・運用など、(独)教職員支援機構に対して総合的、統一的な役割を果たすことを期待しており、そのためには、教育委員会(任命権者、服務監督権者)、研修コンテンツを提供する各大学等との権限関係、役割分担の関係を、明確にすることが必要である。また、その際には、本協会及び本協会の会員大学・学部の意見を十分に聴取いただきたい。
- ・(独)教職員支援機構が、大学、民間等と「共同で学習コンテンツを開発する」場合や、大学等からコンテンツの提供を求める場合には、使用料、著作権の問題について、明確にしておく必要がある。また、コンテンツを提供する大学・大学教員の側の権利保護や財政的なインセンティブにも、十分に配慮いただきたい。

3 「大学に対する期待」について (34 頁)

・「審議まとめ案」は、「教員養成大学・学部が提供するコンテンツについて、単位を修得することが可能なものとするにより、履修後の大学入学を促進していくこと」(34 頁)を提唱している。これと、学習コンテンツの質保証と学びの成果を評価証明するシステム (25 頁) については、教師の資質能力の高度化を進める上において、全国に配置されている教職大学院等を核として、全国的に統合した汎用性のあるシステムとして構築していくべきであるとする。通常の教職大学院での修学、各大学で展開されているラーニングポイント制、学習コンテンツの提供システムなどを包括するシステムを構築していただきたい。

4 その他 (予算的な裏付けの確保)

・本協会の会員大学・学部が、「審議まとめ案」の掲げた「大学に対する期待」に応える上で、その基盤となる財源を確実に保証していただきたい。教員養成系大学・学部は人件費比率が高く、地域の教員養成や教師教育のニーズに応える体制を維持するための経営努力も限界に達している。また、令和 3 年 8 月 6 日付けで教員養成フラッグシップ大学の公募がはじまった。「Society5.0 時代に対応した教員養成を先導する教員養成フラッグシップ大学の在り方について (最終報告)」(令和 2 年 1 月 23 日) (以下「最終報告」) では、「先導的・革新的な取組を大胆かつ計画的・継続的に実施できるよう、予算面での継続的な支援も必要である。」と明記されていたにもかかわらず、公募要項では具体的な予算措置が示されないままに、多くの対応すべき重点課題が提示され、先導的・革新的な教員養成プログラム・教職科目の研究・開発が期待されているところである。

国立の教員養成系大学・学部、教職大学院が、地域における教員養成の核、教師教育の高度化の拠点として、次世代において求められる学習コンテンツ、教員研修プログラム等を開発していくために、そのための財源の保証がなされるべきことを、最終報告の提言を踏まえて、今回の「審議まとめ案」の中に明記いただきたい。